

事業者の皆様が設備投資をした時に、
税の減額や免除を受けられることを
ご存知ですか？

無料

出張相談窓口 in 南城

開設します！

税理士も一緒に相談に
応じます！

設備投資をした場合に活用できる**税の優遇制度**

沖縄県には沖縄振興特別措置法に規定された税の優遇制度があり、
建物や機械・装置などを購入した場合に**税が減額や免除**になる場合が
あります。

対象産業・事業は？

(対象地域:南城市) 観光関連施設/製造業/道路貨物運送業/倉庫業/こん包業/卸売業/デザイン業/機械設計業/経営コンサルタント業/エンジニアリング業/自然科学研究所/電気業(一定の要件あり)/商品検査業/計量証明業/研究開発支援検査分析業/情報通信関連産業/旅館業(久高島)

開設日：**令和元年7月10日(水)**

開設時間：**13:00~16:00**

場所：**南城市商工会
(南城市佐敷字佐敷 43 番地)**

どのような場合に該当するのかなど、様々な疑問にお答えしていきますので、是非この機会をご利用ください！！

公益財団法人沖縄県産業振興公社「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」
TEL：098-894-6377 HP:<https://www.zei-tokku.okinawa/>

申込先：南城市商工会 **FAX947-6559** TEL947-1283 ※希望時間に☑チェックをお願いします

事業所名		
申込者名		
電話番号		
希望時間	<input type="checkbox"/> 13:00~	<input type="checkbox"/> 14:30~
	<input type="checkbox"/> 13:30~	<input type="checkbox"/> 15:00~
	<input type="checkbox"/> 14:00~	<input type="checkbox"/> 15:30~

事業者必見！
設備投資に係る**税の優遇制度**
沖縄特区・地域税制活用
ワンストップ相談窓口